



平成 25 年 度

# 事 業 概 要



栃 木 県 県 南 家 畜 保 健 衛 生 所

## はじめに

県南地域の家畜衛生の推進につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成25年度は震災からの復興仕上げの年でありましたが、竜巻や台風、記録的な大雪といった自然災害が多い年となり、県内でも多くの方々が被災されました。

その様な中、国内の家畜衛生では、これまで、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の発生は認められず平穩に推移していましたが、昨年末に沖縄県、九州地方に発生した届出伝染病の豚流行性下痢(PED)が年明けから全国的流行の兆しを見せるなど、管内に何時侵入してもおかしくない状況となっております。

また、国外ではA型、O型の2タイプの口蹄疫が周辺の中国、モンゴル、極東ロシア、北朝鮮等で継続的に発生し、鳥インフルエンザも韓国でアヒル農場を中心に高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)H5N8型の大流行が認められているほか、中国、台湾、インド、オーストラリア、メキシコ、北朝鮮等でも継続的に発生し、エジプト、南アジア、東南アジアでは常在化している状態など、諸外国との交易が盛んになっている現在、侵入リスクはさらに高まるのが危惧されます。

平成25年度、当所では、家畜伝染病や家畜疾病の発生予防のため、管内市町や下都賀・安足農業振興事務所等の協力を得ながら、管内対象農家の全てを巡回し、「飼養衛生管理基準」の遵守、特に消毒の徹底と異常家畜の早期発見と早期通報をお願いしてきました。

また、農業振興事務所を中心に関係機関と連携し、万一の発生に備えて迅速な防疫措置にポイントを置いた地域防疫体制の強化に努めてまいりました。

家畜伝染病の発生予防とまん延防止、安全・安心な畜産物の提供には、畜産農家の積極的な飼養衛生管理基準等への取組に加え、関係者の一体となった取組が重要です。

今後も、畜産農家の皆様、市町、関係機関、関係団体と連携しながら、家畜防疫体制の強化に努めて参りますので、更なる御支援と御協力をお願いします。

ここに平成25年度事業概要を取りまとめましたので、御高覧いただき、参考にしていただければ幸いです。

平成26年3月

栃木県県南家畜保健衛生所長

# 目 次

<b>I 県南家畜保健衛生所の概要</b>	
1 沿革	1
2 所在地	1
3 施設概要	2
4 組織及び業務内容	3
5 管内の概要	4
<b>II 平成 25 年度事業実施状況</b>	
1 家畜伝染病予防事業	4
(1) 平成 25 年度予防事業成績	4
○家畜伝染病予防事業実績	5
(2) 牛寄生虫検査成績	6
(3) 放牧牛衛生検査	6
(4) トキソプラズマ病（豚）	6
(5) オーエスキー病	7
(6) 各種抗体検査成績	7
(7) 病性鑑定	9
(8) 家畜自衛防疫指導事業	9
○管内の年次別家畜伝染病及び届出伝染病発生状況	10
2 家畜衛生対策事業	11
(1) 監視・危機管理体制整備対策	11
(2) 慢性疾病等生産阻害疾病低減対策	12
(3) 畜産物安全性確保対策	12
3 動物薬事監視業務	13
(1) 動物用医薬品・医療機器製造販売等業者	13
(2) 動物用医薬品販売業者及び許可業務	13
(3) 動物用医療機器販売業者	13
(4) 薬事監視指導	13
4 その他の事業	14
(1) 診療施設立入調査・指導	14
(2) 家畜人工授精師等立入調査	14
(3) 血中ビタミン検査	14
(4) 乳汁検査	14
(5) 畜産物等放射能関連緊急対策事業	14
<b>III 平成 25 年度家畜保健衛生業績発表会抄録</b>	
1 低血糖を呈したブロイラーの死亡事例	15
2 和牛繁殖農家における新生子牛のへい死多発事例とその後の対応	16

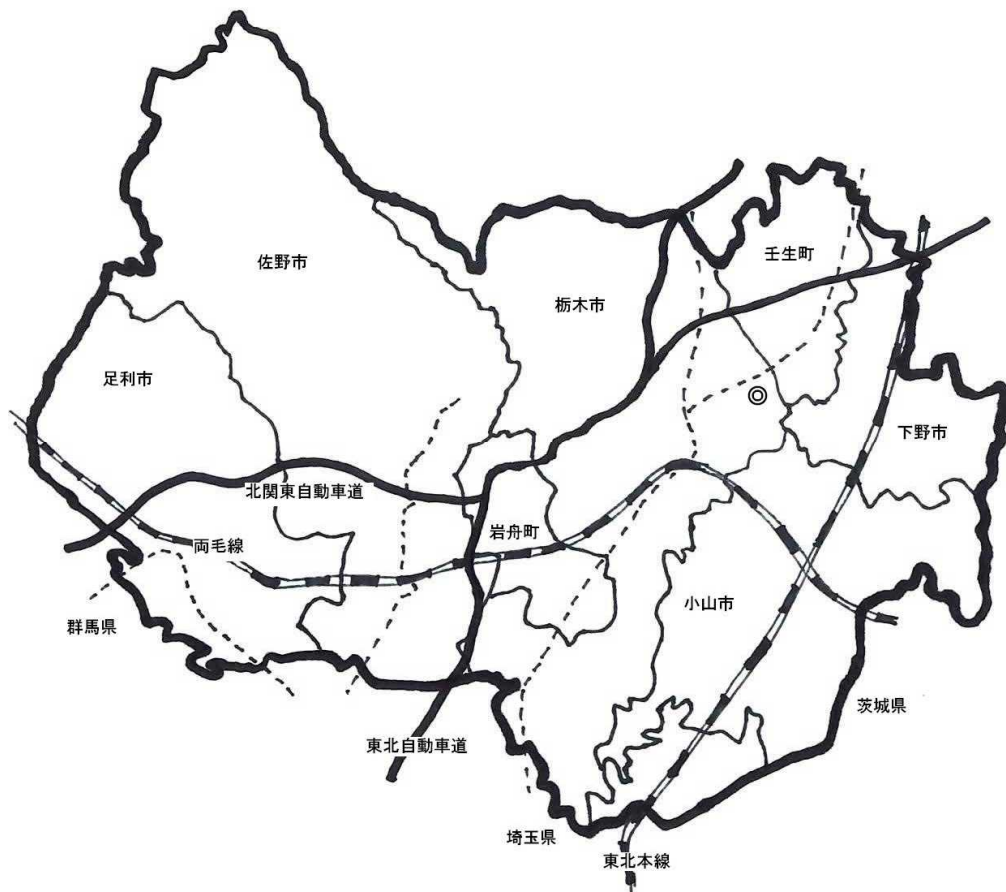
# I 県南家畜保健衛生所の概要

## 1 沿革

昭和26年 3月31日	栃木県栃木家畜保健衛生所を栃木市片柳町に設置した。
昭和41年 4月 1日	機構改革により、栃木・田沼・足利家畜保健衛生所を統廃合し、栃木県栃木家畜保健衛生所とした。また、足利は出張所とした。
昭和43年 3月31日	栃木市箱森町22-27に新築移転した。
昭和46年 4月 1日	足利出張所を廃止し、家畜保健衛生所に検査課を設置した。
平成12年 4月 1日	農務部組織再編により栃木県県南家畜保健衛生所に名称変更した。
平成20年12月15日	栃木市惣社町1439-20に新築移転した。

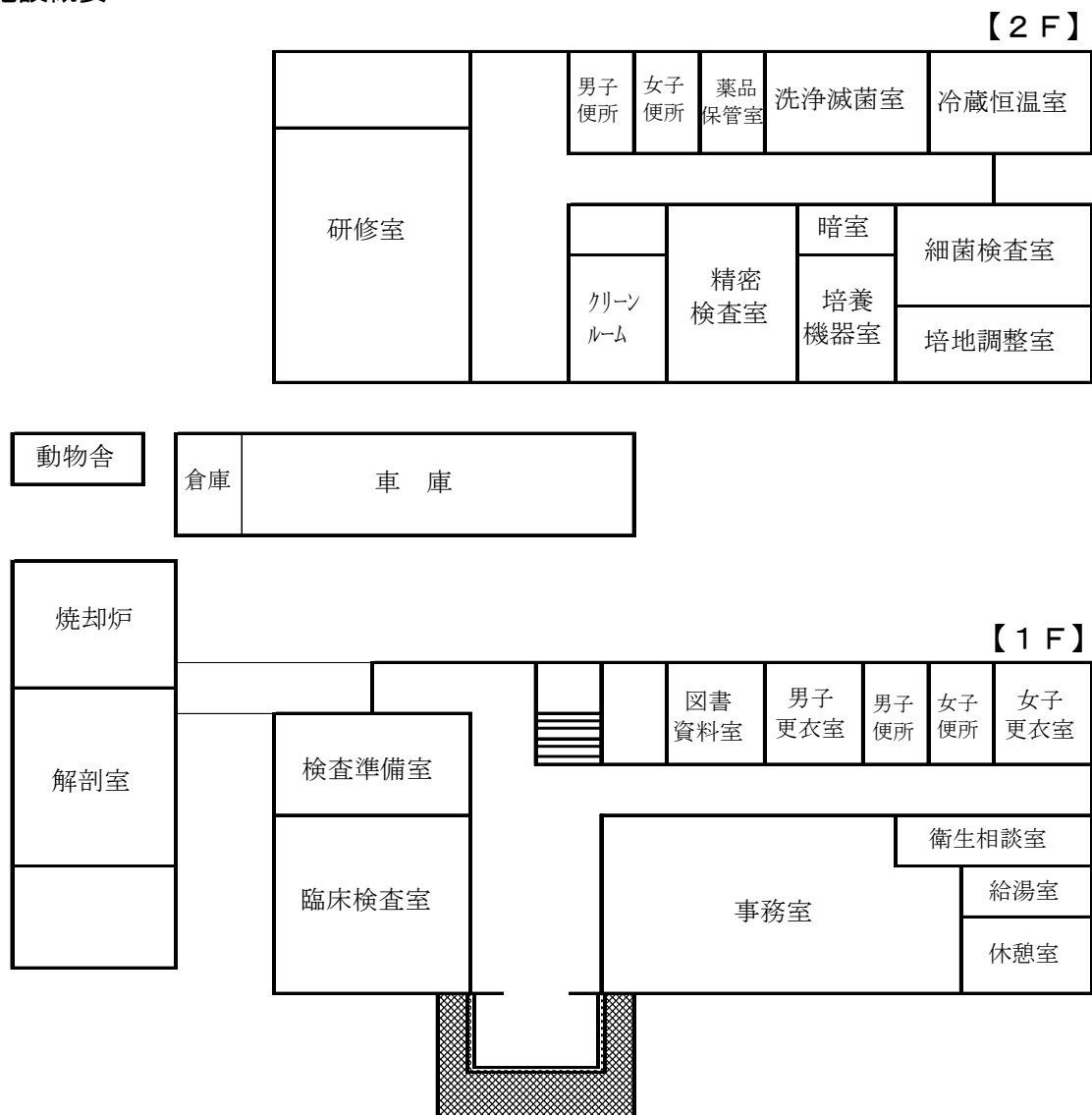
## 2 所在地

〒328-0002 栃木市惣社町1439-20  
電話番号 0282-27-3611 F A X 0282-27-4144  
交通 東武宇都宮線野州大塚駅から南東に3 km  
東北自動車道栃木 I Cから東に9 km



管轄区域 栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町、岩舟町、足利市、佐野市  
◎：県南家畜保健衛生所

### 3 施設概要



(1) 敷地面積 : 3,000 m<sup>2</sup>

(2) 施設面積

ア 本館 : 856.2 m<sup>2</sup>

(内訳)

【1F】事務室 : 108.4 m <sup>2</sup>	臨床検査室 : 59.1 m <sup>2</sup>	検査準備室 : 32.1 m <sup>2</sup>
衛生相談室 : 16.1 m <sup>2</sup>	図書資料室 : 21.2 m <sup>2</sup>	
【2F】研修室 : 87.2 m <sup>2</sup>	精密検査室 : 44.2 m <sup>2</sup>	細菌検査室 : 32.2 m <sup>2</sup>
培地調整室 : 20.0 m <sup>2</sup>	培養機器室 : 23.6 m <sup>2</sup>	暗室 : 6.7 m <sup>2</sup>
クリーンルーム : 22.6 m <sup>2</sup>	薬品保管室 : 13.5 m <sup>2</sup>	洗浄滅菌室 : 29.1 m <sup>2</sup>
冷蔵恒温室 : 31.8 m <sup>2</sup>		

イ 付属棟 : 202.3 m<sup>2</sup>

(内訳)

解剖室 : 55.9 m <sup>2</sup>	焼却炉 : 42.3 m <sup>2</sup>	動物舎 : 15.0 m <sup>2</sup>	車庫 : 89.1 m <sup>2</sup>
---------------------------	---------------------------	---------------------------	--------------------------

#### 4 組織及び業務内容

所 長  
所長補佐（総括）

課 名	主 な 業 務
<p style="text-align: center;">企 画 指 導 課</p> <p style="text-align: right;">計 4名</p>	<p>家畜衛生の企画調整 家畜衛生の普及・啓発事務 家畜衛生の研修及び相談事務 畜産環境対策指導 動物薬事事務 獣医師及び獣医療事務 家畜人工授精、削蹄及び装蹄事務 畜産新技術の普及 家畜衛生関連情報整備対策 職員の服務 庶務全般 畜産環境の検査 家畜の共進会及び共励会</p>
<p style="text-align: center;">防 疫 課</p> <p style="text-align: right;">計 6名</p>	<p>家畜伝染病及び伝染性疾病の防疫 家畜伝染性疾病の検査及び予防指導 病性鑑定業務 家畜の輸出入検査 家畜保健衛生上必要な調査、試験及び検査 慢性疾病等生産性阻害疾病低減対策 (牛、豚、鶏) 自衛防疫指導 診断予防技術向上対策 生産衛生管理体制整備 動物由来感染症監視体制整備 種畜検査 特用家畜の衛生指導 放牧場衛生対策</p>

## 5 管内の概要

管内は、栃木県の南部に位置し、5市3町を管轄区域としている。東は茨城県、南は埼玉県、西は群馬県に隣接しており、県境を越える家畜及び畜産関係者の往来が盛んなことから、特に県境防疫に留意しながら事業の推進を図っている。

(1)酪農は、首都圏への市乳供給基地として歴史も古く順調に発展してきたが、最近の都市化、混住化、飼養者の高齢化が進むなかで飼養頭数は年々減少している。飼養頭数は約3,600頭で県内の1割弱であり、1戸当たりの平均飼養頭数は約50頭である。

(2)肉用牛は、栃木県を代表する肥育牛生産地域にあつて、飼養頭数は県内の2割を占め、1戸当たりの平均飼養頭数は約100頭で、黒毛和種及び交雑種肥育牛等の多頭化・集団飼育が行われている。

(3)養豚は、飼養戸数が県内の2割、飼養頭数は1割であり、1戸当たりの平均飼養頭数は約1,000頭と県平均の半分以下ではあるが、一貫経営及び専業により飼養規模の拡大が図られている。

(4)養鶏は、飼養戸数は県内の3割、飼養羽数は1割であり、1戸当たりの平均飼養羽数は約6,700羽である。一部には大規模企業経営もあるが、多くは個人による兼業農家であり、特殊卵の産直販売や、農産物直売所での販売等の経営戦略をとっている養鶏家が多い。

(5)馬は、乗馬クラブを中心に16戸約200頭が飼養されている。

(6)養蜂は、約60戸約1,800群が採蜜やいちごの受粉用として飼養されている。

## II 平成25年度事業実施状況

畜産経営の安定と健全な発展のためには、家畜衛生対策が基本となる。最近における畜産の大型化、構造の質的变化及び消費者の食品への安全志向の高まりに対応した各種家畜衛生事業が要望されている。また、飼料等の輸入増大や国際化の伸展に伴う海外悪性伝染病の侵入機会の増加等、家畜衛生に対する需要及び要請は益々増加傾向にある。

このような畜産情勢を背景とし、家畜保健衛生所は家畜防疫対策事業を中心に、畜産情勢の変化に適切に対応しながら各種指導事業等を推進している。

### 1 家畜伝染病予防事業

家畜伝染病予防法を積極的に運用し、県、市町、開業獣医師、各種畜産団体や家畜飼養者の協力を得て、総合的に家畜防疫を推進している。特に家畜の伝染性疾病の発生予防については、管内各市町の自衛防疫団体の協力により事業を推進している。

一方、家畜の伝染病や伝染性疾病の予防とまん延防止のために検診、検査及び病性鑑定を実施している。

#### (1)平成25年度予防事業成績

(ア)牛ブルセラ病、結核病及びヨーネ病：安全な生乳の生産並びに当該伝染病の清浄度の維持を図るため検査を実施した。

(イ)馬伝染性貧血：競走馬及び乗用馬等について、本病の清浄性の維持を図るため検査を実施した。

(ウ)ニューカッスル病：発生予防に重点をおき、ワクチン接種指導、抗体検査等を実施した。

- (エ) 腐蛆病：養蜂業者の蜂群及びイチゴハウス内蜂群について、本病の検査を実施した。
- (オ) 高病原性鳥インフルエンザ：本病発生を早期発見するために、監視に重点をおき、抗体検査及びウイルス分離検査を実施した。また、飼養衛生管理の指導・徹底及び異常鶏の早期通報を指導した。
- (カ) オーエスキー病：農場の清浄性維持・促進等の目的で抗体検査を実施した。また、本病の浸潤状況を把握する目的で、と畜場出荷豚の抗体検査を実施した。
- (キ) 豚コレラ清浄性維持対策事業：本病の防疫対策は、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、平成18年4月以降、全国的にワクチンを使用しない防疫措置に移行した。そのため、本病の清浄性の維持確認を目的に管内養豚農家全戸について、当該指針に基づく立入検査を行い、臨床検査による異常豚の摘発及び抗体保有状況調査を実施した。

そのほか、各種疾病の抗体検査等を実施し、家畜伝染病及び家畜伝染性疾病の発生予防とまん延防止に努めた。

○ 家畜伝染病予防事業実績（頭羽群数）

事業名	実績	検査結果			備考
		－	±	＋	
検 診 ・ 検 査	牛ブルセラ病	613	613		告示 613
	牛結核病	613	613		告示 613
	ヨーネ病	616	616		告示 613 告示外 3
	馬伝染性貧血	228	228		告示 207 告示外 21
	家きんサルモネラ感染症	41	41		告示 41
	高病原性鳥インフルエンザ	420	420		告示 60 告示外 360
	腐蛆病	2,141	2,141		告示 1,801 告示外 340
	トキソプラズマ病（豚）	236	233	3	
	ピロプラズマ病 （牛タイレリア病）	116	116		放牧予定牛 38 放牧牛（延べ） 78
	牛肺虫症	14	14		放牧牛衛生検査（延べ）



(2)牛寄生虫検査成績

牛寄生虫による放牧予定牛の損耗等を防止する目的で、ピロプラズマ病の検査を実施した。

市 町 名	検査頭数	陽性頭数	備 考
栃 木 市	3	0	
小 山 市	0	0	
下 野 市	23	0	
足 利 市	3	0	
佐 野 市	9	0	
計	38	0	

(3)放牧牛衛生検査

管内公共育成牧場1カ所の衛生検査を実施した。

牧 場 名	野田町放牧場	奥戸放牧場
所 在 地	足利市野田町	足利市奥戸町 佐野市高橋町
衛生検査頭数	休牧中	9 頭
衛生検査回数	休牧中	10 回

(4)トキソプラズマ病（豚）

本病の発生予防と清浄化に重点をおいて抗体検査を実施した。

年 度 結 果	18	19	20	21	22	23	24	25
陽 性 (陽性率)	3 (1.5)	6 (3.3)	9 (6.0)	24 (12.0)	6 (2.6)	1 (0.5)	0 (0.0)	3 (1.3)
疑 陽 性	3	11	6	39	16	0	0	0
陰 性	193	165	136	137	217	182	261	233
計	199	182	151	200	239	183	261	236

(5) オーエスキー病（野外ウイルス抗体識別検査成績）

本病については、栃木県豚オーエスキー病防疫対策実施要領に基づく清浄化対策を講じている。農場の清浄性確認等の目的で抗体検査を実施した。

	検査数	陽性数	陽性率
戸数	31	4	12.9%
頭数	1,835	75	4.1%

(6) 各種抗体検査成績

ア 牛白血病抗体検査

抗体陽性牛は62.5%に見られ、とう汰等の清浄化対策を指導した。

イ 牛流行熱等抗体調査

アカバネ病、牛流行熱、イバラキ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症について、5戸の農家を選定し、流行状況を調査した。

調査疾病名		戸数	頭数	検査成績・抗体価（頭数）							
牛白血病		29	702	陽性				陰性			
				439				263			
牛流行熱等抗体調査	疾病名	採血月		6月		8月		9月		11月	
		戸数	頭数	<2	≥2	<2	≥2	<2	≥2	<2	≥2
	アカバネ病	5	15	15		15		15		15	
	牛流行熱	5	15	15		15		15		15	
	イバラキ病	5	15	15		15		15		15	
	アイノウイルス感染症	5	15	15		15		15		15	
チュウザン病	5	15	15		15		15		15		

ウ 豚コレラ抗体検査成績

検査頭数	中和抗体価							
	<2	2	4	8	16	32	64	128 $\leq$
150	150	0	0	0	0	0	0	0

エ 豚繁殖・呼吸障害症候群（PRRS）抗体検査成績

検査頭数	ELISA法判定		
	－	±	＋
615	287	0	328

オ 伝染性胃腸炎（TGE）抗体検査成績

検査頭数	中和抗体価				
	<2	2	4	8	16 $\leq$
60	28	0	0	8	24

カ 豚流行性下痢（PED）抗体検査成績

検査頭数	中和抗体価				
	<2	2	4	8	16 $\leq$
60	60	0	0	0	0

キ ニューカッスル病等抗体検査成績

(ア) ニューカッスル病（ND）抗体検査成績

検査頭数	HI抗体価						
	$\leq 2$	4	8	16	32	64	128 $\leq$
422	8	24	24	29	31	67	239

(イ) 鶏マイコプラズマ病（MG・MS）抗体検査成績

検査項目	マイコプラズマ・ガリセプチカム			マイコプラズマ・シノビエ		
	＋	±	－	＋	±	－
検査羽数	448	0	14	441	0	21

(7)病性鑑定

今年度の病性鑑定は52件、162頭羽について実施した。乳用牛でプロトセカ乳房炎、肉用牛で牛コクシジウム病、豚で浮腫病、豚胸膜肺炎が認められた。

畜種	診断疾病名	件数	頭羽数	備考
乳用牛	プロトセカ乳房炎	1	1	
	ピロプラズマ症	1	1	
	その他	12	52	
	小計	14	54	
肉用牛	牛コクシジウム病	3	3	
	牛パスツレラ症	1	1	
	その他	10	23	
	小計	14	27	
豚	浮腫病	2	4	
	豚胸膜肺炎	1	1	
	その他	2	3	
	小計	5	8	
鶏	低血糖症	1	10	HPAI陰性
	ブドウ球菌症	2	20	
	その他	5	32	
	小計	8	62	
そのほかの動物	山羊破傷風※	3	3	※伝達性海綿状脳症陰性
	その他	8	8	
合計		52	162	

(8)家畜自衛防疫指導事業

(社)栃木県畜産協会と連携して、管内各市町の自衛防疫団体が実施している各種予防注射事業等の指導と衛生技術・情報の普及・啓発を行った。

○ 管内の年次別家畜伝染病及び届出伝染病発生状況

1 家畜伝染病

(頭羽群数)

病 名	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
結核病(牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルセラ病(牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーネ病(牛)	0	1	3	0	0	0	1	0	0
炭疽(牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ピロプラズマ病(牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
馬伝染性貧血	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚コレラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家きんサルモネラ感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニューカッスル病(鶏)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
腐蛆病(蜜蜂)	3	0	0	0	4	0	4	0	0

2 届出伝染病

(頭羽群数)

病 名	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
破傷風	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牛伝染性鼻気管炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気腫疽(牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牛ウイルス性下痢・粘膜病	0	0	1	0	0	0	3	0	0
アカバネ病	0	0	0	0	0	0	1※	0	0
牛白血病		1	0	4	3	0	3	2	0
馬インフルエンザ	0	0	0	5	0	0	0	0	0
オーエスキー病(豚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚丹毒	0	6	2	0	0	0	0	0	0
伝染性胃腸炎(豚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚赤痢	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サルモネラ症(豚)	0	0	0	0	2	0	0	0	0
伝染性気管支炎(鶏)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伝染性喉頭気管炎(鶏)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マレック病	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鶏痘	0	0	0	0	0	0	0	3	1
チョーク病(蜜蜂)	0	0	0	0	1	0	0	0	0

※導入牛で発生

## 2 家畜衛生対策事業

### (1) 監視・危機管理体制整備対策

#### ア 家畜伝染病防疫対応強化

##### (ア) 管理基準、防疫指針普及推進

飼養衛生管理の徹底を図るため、会議や講習会において衛生管理指導を実施した。

実施内容	開催回数	出席人数	備 考
畜産担当者会議	1	38	市町、農協、共済組合、獣医師、 県関係機関

##### (イ) 管理基準等の指導、普及、強化

農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の調査及び指導のため巡回を実施した。

実施内容	指導実施農場数	備 考
飼養衛生管理指導	368	牛236農場、豚40農場、馬17農場、鶏64農場、 めん山羊10農場、鹿1農場

#### イ 家畜衛生関連情報整備対策

畜産農家からの情報や病性鑑定成績を基に、家畜衛生に関する対策及び疾病の発生情報を収集・分析した。また、収集した情報や県内外からの情報を「家畜衛生情報」として関係者に情報提供した。

情報収集：約400件      家畜衛生情報提供：24件

#### ウ 診断予防技術向上対策

近年問題となっている家畜の伝染性疾病の迅速診断法の開発を進めるために必要な調査、検査を実施した。

疾病名	畜種	調査戸数	検体数	検査成績（陽性頭数）	
				中和抗体検査	ウイルス分離
牛ウイルス性下痢・ 粘膜病	牛	2	16	0	0

#### エ まん延防止円滑化対策

伝染病の清浄維持及び更なる清浄化促進を図るため、農家、市町担当者及び開業獣医師等を対象に防疫措置について会議を開催した。

疾病名	開催回数	出席人数	備 考
口蹄疫及び高病原性 鳥インフルエンザ	4	122	市町、県建設業協会、県関係機関
オーエスキー病	1	28	栃木県南部地域豚オーエスキー病防疫協議会

オ 動物由来感染症監視体制整備

家畜に起因する疾病についてモニタリング調査を行い、発生の予察、防除対策を確立するための検査を実施した。

疾病名	畜種	調査戸数	検体数	成績
鳥インフルエンザ	ハト	2	2	陰性

(2)慢性疾病等生産阻害疾病低減対策

経済的損失が大きい家畜の慢性疾病等について、その発生動向を把握するため調査・検査を実施し、得られた成績をもとに有効な指導・対策を検討するとともに、疾病防疫マニュアル作成の基礎とする。

畜種	調査戸数	対象疾病名	調査頭数	調査項目等
鶏	1	代謝性疾患	44,200	疾病発生状況、細菌検査、血液検査、衛生管理状況、出荷成績など
豚	1	呼吸器病	2,140	

(3)畜産物安全性確保対策

ア 畜産物生産衛生管理体制整備

畜産物の安全性確保のための衛生指導体制を整備し、HACCP（危害要因分析重要管理点）方式による生産衛生管理基準の農家への円滑な導入・普及定着を図るとともに、畜産物に対する消費者の信頼性を確保するため、監視・管理体制のあり方について検討を行った。

畜種	実施戸数	危害因子設定	検討内容
豚	2	注射針の残留 薬品の残留	衛生管理マニュアルの作成 「注射針管理記録簿」等モニタリング様式作成と記帳

イ 動物用医薬品危機管理対策

(ア) 動物用医薬品の適正使用実態調査

動物用医薬品の使用の規制に関する省令の規定に基づき、動物用医薬品の使用者（牛2戸、豚2戸）に対し、畜産物への残留防止を図るため、使用状況等の実態調査を実施した。

調査の結果、各農家とも休薬期間を厳守し、問題はなかった。

(イ) 薬剤耐性菌の発現状況調査

家畜における薬剤耐性菌の発現状況を把握するとともに、リスク分析のため健康家畜の糞便採取、対象菌種の薬剤感受性試験及び抗菌性物質の使用状況調査等を実施した。

対象菌種	対象畜種	調査戸数	検体数	分離株数	調査内容
キャンピロバクター	牛 豚 鶏	7 (牛:2 豚:1 鶏:4)	14	2	細菌検査、薬剤感受性試験 抗菌性物質使用状況調査

### 3 動物薬事監視業務

#### (1) 動物用医薬品・医療機器製造販売等業者

製造販売等業者	所在地	製品名
栄研化学(株)	野木町	トキシチェック、VKBディスク
栃木精工(株)	栃木市	動物用注射針
フォルテグロウメディカル(株)	佐野市	動物用注射針、動物用輸液セット等
富士フィルムオプティクス(株)	佐野市	医療用鉗子
イーアンドエム(株)	下野市	オペライト

#### (2) 動物用医薬品販売業者及び許可業務

(平成26年3月31日現在)

区分	業者数	25年度許可の種類	
		新規	更新
一般販売業	0	0	0
店舗販売業	0	0	0
卸売販売業	6	0	0
特例店舗販売業	77	3	4
計	83	3	4

#### (3) 動物用医療機器販売業者

(平成26年3月31日現在)

区分	業者数
高度管理医療機器販売業	1
管理医療機器販売業(高度管理医療機器販売業兼務数)	8(1)
計	8

#### (4) 薬事監視指導

動物用医薬品等の製造から流通・販売の過程において、法令の趣旨を徹底し、理解を深め、これを遵守させることによって、動物用医薬品等の品質・有効性及び安全性の確保を図り、もって適切な動物用医薬品等の供給に寄与する。

区分	検査件数	指導内容(措置)等
立入検査	33件	店舗の整備、保管状況、店舗の管理



#### 4 その他の事業

##### (1) 診療施設立入調査・指導

管内の飼育動物診療施設に対し、獣医療の適正確保を目的に獣医師法、獣医療法及び薬事法に基づき立入調査を実施した。

診療施設数	検査件数	指導内容
80	21	劇毒物の適正保管、X線診療に係る記録等

##### (2) 家畜人工授精師等立入調査

管内の家畜人工授精所、家畜人工授精師及び獣医師等に対し、家畜人工授精業務の適正確保を目的に家畜改良増殖法に基づき立入調査を実施した。

区分	調査対象数※	検査件数	指導内容
家畜人工授精所	1	0	
家畜人工授精師等	31	8	授精簿記載、保管等

##### (3) 血中ビタミン検査

管内肥育牛農家及び関係機関からの、生産性向上を目的とした血中ビタミン検査依頼等に基づき、ビタミンA等の測定を行った。

件数	検査頭数(延べ)	検査項目
5	102	ビタミンA、ビタミンE、β-カロチン

##### (4) 乳汁検査

管内酪農家からの依頼等に基づき、乳房炎を引き起こす原因菌の特定及びその薬剤感受性検査を実施し指導を行った。

件数	検査頭数(延べ)	検査項目
9	18	原因菌の分離、検出された菌の薬剤感受性試験

##### (5) 畜産物等放射能関連緊急対策事業

消費者への安全・安心な畜産物の提供に資するため、県内で飼養されている肉用牛の牛肉中放射性物質について出荷時に検査を実施した。

実施頭数	検査期間	検査機器
3,612頭	平成25年4月1日 ～平成26年3月31日	NaIシンチレーションスペクトロメータ

## 低血糖を呈したブロイラーの死亡事例

県南家畜保健衛生所

○大竹祥紘、市川優、齋藤光男、南亜矢子、駒庭英夫、萩原厚子

県央家畜保健衛生所

藤田慶一郎

【はじめに】一般的に低血糖症は、血糖値が正常域を外れて低い状態を指し、重症例では、沈うつ、痙攣等の症状を呈する。国内における鶏の低血糖症の報告は少ないが、発症要因として光線管理、若齢種鶏、餌切れ等の関与が報告されている。今回、低血糖症と診断したブロイラーの死亡事例に遭遇したので、報告する。

【発生状況】発生農場は管内のブロイラー農場で、約 44,000 羽をウィンドレス鶏舎で飼養している。平成 25 年 2 月 4 日に 2 鶏舎（13 日齢 [A 群]）、4 月 8 日に 1 鶏舎（13 日齢 [B 群]）で、震え、脚弱、嗜眠等の臨床症状を呈し、A 群で約 300 羽、B 群で 20 羽が死亡した。そのため、飼養者から 2 回（2 月 4 日及び 4 月 8 日）に渡り病性鑑定依頼があった。なお、どちらの鶏群も、症状は 12 から 14 日齢の期間にのみ認められた。

【材料と方法】材料は、A 群 26 羽（発症鶏：13 日齢 6 羽、正常鶏：34 日齢 20 羽）、B 群 20 羽（発症鶏：13 日齢 10 羽、正常鶏：29 日齢 10 羽）を用いた。方法は、両群の 13 日齢計 16 羽について剖検を行い、定法に従い細菌学的検査、ウイルス学的検査、病理学的検査を実施した。また、45 羽（死亡鶏 1 羽を除く）の血液について生化学的検査（血糖値）を実施した。その他、農場管理日誌の確認、飼養管理状況について聞き取り調査を行った。

【結果】剖検：16 羽中 11 羽で消化管内容物が認められなかった。細菌学的検査：B 群 1 羽の主要臓器から大腸菌が分離された。ウイルス及び病理学的検査：有意な所見は得られなかった。生化学的検査：13 日齢の 13 羽が低血糖（ $43.8 \pm 7.3 \text{g/dL}$ ）であった。聞き取り調査：数年前から低血糖症の好発日齢で同様の症状が散発していた。光線管理は、常時点灯であった。温度管理は床暖房で、敷料は使用していなかった。発症群は全て若齢種鶏（33～36 週齢）由来であった。なお、A 群では発症前日から約半日、餌切れが起きていた。

【まとめと考察】発生状況及び生化学的検査結果から、ブロイラーの低血糖症と診断した。発症要因として、光線管理、餌切れ、若齢種鶏由来の雛であることが疑われ、既報とも共通していた。一方、筋胃内に敷料が認められなかった点で既報とは異なっていたが、本農場では敷料不使用のためと推測された。対策として、光線及び飼養管理の徹底を指導したところ、その後症状が認められなくなった。本症は HPAI、AE と症状や発生状況が類似しており、これらとの類症鑑別が重要であると思われる。今後、若齢ブロイラーで死亡の増加が認められた場合、病原体検索と併せて血中グルコースの測定も行っていく必要がある。

## 和牛繁殖農家における新生子牛のへい死多発事例とその後の対応

県南家畜保健衛生所

○豊玲子、市川優、堀井美那、大竹祥紘

【はじめに】 出生子牛の死亡は、母牛の不受胎と並んで肉用牛の生産性を低下させる重大な要因である。今回、管内和牛繁殖農場において新生子牛のへい死多発事例に遭遇し、母牛の栄養管理について指導を行ったところ改善が確認されたので、その概要を報告する。

【発生概要】 発生農場は、和牛繁殖雌牛 10 頭を飼養していた。飼養形態はつなぎ飼いで、分娩前から授乳期の 3 か月間は牛房で別飼いしていた。当該農場では、平成 22 年 12 月から 23 年 10 月に出生した子牛 7 頭のうち 4 頭が生後 2、3 日で死亡しており、これらのうち奇形を伴った子牛 1 頭について、病性鑑定依頼があった。病性鑑定時、母牛への給与飼料は、妊娠期を通じて稲わら主体の粗飼料(2.5kg/日)とふすま主体の濃厚飼料(4kg/日)であり、ビタミン A(VA)やその前駆体であるβカロチンの含量が少ないことが考えられた。

【病性鑑定の結果】 奇形子牛を剖検した結果、両眼球角膜における表皮形成、小脳ヘルニア、心奇形及び胸腺の低形成が認められた。病理組織学的検査では、化膿性肺炎と骨髄・リンパ系組織の低形成が認められた。細菌学的検査では、各主要臓器から *Enterobacter cloacae* 又は *Klebsiella oxytoca* が有意に分離された。また、給与飼料中の VA の充足率を推定したところ妊娠末期では 10%程度と母牛の VA 欠乏が疑われたため、母牛血液 40 検体(採血 5 回分)を用い、血液生化学的検査を実施した。その結果、平均血中 VA 濃度は低値(53.7 ± 4.9IU/dL)を示し、欠乏値(30IU/dL 以下)を示す個体も認められた。

【対策と指導】 以上の結果から、緊急的な VA 剤の投与、各妊娠ステージでの給与飼料の見直しを実施したところ、血中 VA 濃度は改善し(99.1 ± 5.7IU/dL)、新生子牛のへい死は認められなくなった。さらに、当該農場に対し継続的な指導を続けることにより、VA 剤の投与に頼らず、給与飼料のみで血中 VA 濃度を維持できるようになった。

【まとめと考察】 奇形子牛の死因は敗血症と推測された。しかし、原因菌として常在菌が分離されたことや免疫系組織の低形成や複数の部位で奇形が認められたことから、個体側の要因が本症例に大きく関与したと推測された。さらに、当該農場の母牛群の血中 VA 濃度が低値であったことが判明し、VA 剤投与及び給与飼料の改善を実施した結果、新生子牛のへい死がみられなくなった。これらのことから、母牛の血中 VA 欠乏が一連の新生子牛のへい死の背景にあったことが強く疑われた。本事例から、牛の異常産の発生防止として母牛群の栄養状態の管理が重要であることが改めて示された。今後も病性鑑定や農場巡回等の機会を生かし、農場の抱える飼養管理上の問題点を発見し、改善につなげられるよう努めたい。

県南家畜保健衛生所  
平成 25 年度事業概要

平成 26 年 3 月

◇編集発行◇

栃木県

〒328-0002

栃木県栃木市惣社町 1439-20

(東惣社産業団地内)

県南家畜保健衛生所

TEL 0282-27-3611 FAX 0282-27-4144

県ホームページ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp>

県南家畜保健衛生所ホームページ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g67/index.html>



毎月第3日曜日は

ふれあい育む「家庭の日」